

**第5回
虐待対応専門職チーム
経験交流会
報告書**

日 時：2025年（令和7年）3月29日（土）午後0時～午後5時

場 所：弁護士会館2階 講堂「クレオ」

主 催：日本弁護士連合会・日本社会福祉士会

※本報告書は、第5回虐待対応専門職チーム経験交流会における報告者の発言内容をまとめたものであり、日本弁護士連合会及び日本社会福祉士会の公式な見解としてまとめたものではありません。

第5回虐待対応専門職チーム経験交流会 プログラム

時間	内容	
12:00 ～ 12:05	開会挨拶	安藤 千晶 氏（日本社会福祉士会 副会長）
12:05 ～ 13:00	講演	<p>「高齢者虐待に関する調査研究結果と取組、専門職チームへの期待」 乙幡 美佐江 氏（厚生労働省 老健局 高齢者支援課 高齢者虐待防止対策専門官）</p> <p>「障害者虐待に関する調査研究結果と取組、専門職チームへの期待」 松崎 貴之 氏（厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室 虐待防止専門官）</p> <p>「精神保健福祉法の虐待通報義務について」 岡本 秀行 氏（厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課 権利擁護支援専門官）</p>
13:00 ～ 13:30	共同報告	<p>「虐待対応専門職チームの活動報告と課題」 安藤 千晶 氏（日本社会福祉士会 副会長） 小山 操子 氏（日弁連高齢者・障害者権利支援センター 事務局次長）</p>
	休憩	
13:40 ～ 15:05	事例報告	<p>(1) 従事者虐待に関する事例報告（愛媛県） (2) 養護者虐待に関する事例報告（宮崎県） (3) 従事者虐待に関する事例報告（大阪府）</p>
	休憩	
15:15 ～ 16:55	グループ ディスカ ッション	<p>グループディスカッション (1) 養護者虐待について (2) 従事者虐待について 発表・講評</p>
16:55 ～ 17:00	閉会挨拶	矢野 和雄 氏（日弁連高齢者・障害者権利支援センター センター長）

第5回虐待対応専門職チーム経験交流会 報告書

1 目的と概要

(1) 目的

虐待対応専門職チームの活動実績を振り返り、アドバイザー（助言者）としての立ち位置の確認とともに、個別ケースへの助言を中心とした活動経験を情報交換し、各地域における活動の更なる推進を図り、自治体の対応力向上に向けた一層の支援につなげることを目的とする。

(2) 対象

弁護士・社会福祉士（都道府県社会福祉士会の会員）

(3) 開催日程及び会場

2025年3月29日（土）12時～17時

弁護士会館講堂クレオ（〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3）

2 開催状況

(1) 参加状況

104名（弁護士51名、社会福祉士53名）

(2) 内容

① 開会挨拶

日本社会福祉士会副会長 安藤千晶氏が開会の挨拶を行った。

経験交流会は第1回以来4年ごとに開催されてきた。専門職チームは、弁護士と社会福祉士がチームとして虐待対応等について行政の支援を行っている。本日は日頃の取組やチームの方向性について大いに話ができたらと思う。

②-1（講演）高齢者虐待に関する調査研究結果と取組、専門職チームへの期待

厚生労働省老健局高齢者支援課 乙幡美佐江高齢者虐待防止対策専門官より、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和5年3月、令和7年3月）」（国マニュアル）の改訂や高齢者虐待に関する調査研究結果などについて講演いただいた。

ア 高齢者虐待防止法の概要説明として、「養介護施設・事業所」と「従事者等」の範囲、有料老人ホームの定義、各虐待における虐待防止法制の対象範囲について説明がなされた。

イ 令和4年度の「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和5年3月）」（国マニュアル）の改訂について、(a)高齢者虐待防止法に基づいて判断された虐待が介護保険法に規定する人格尊重義務違反に該当すること、(b)「不適切ケア」という言葉を削除したこと（虐待が疑われる事案として対応）、(c)「虐待の認定」を「虐待の有無の判断」に統一したこと、(d)個人情報保護法の改正を踏まえた虐待対応における個人情報の取扱いの整理、(e)介護保険施設等監査指針の改正内容を反映した点などが説明された。

ウ 令和6年度の「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和7年3月）」（国マニュアル）の改訂について、(a)「性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動」が心理的虐待に該当することの明記、(b)高齢者虐待防止法13条に基づく面会制限に関する裁判例（行政処分に該当）を踏まえた手続における留意点、(c)公務員の告発義務の明記などの説明がなされた。

エ 令和5年度の調査結果について、サービス種別ごとの養介護施設従事者等による虐待判断件数では住宅型の有料老人ホームの増加が顕著であること、虐待種別ごとでは特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設では心理的虐待や経済的虐待が増えており、有料老人ホームでは適正な手続を経ていない身体拘束が増えていることが報告された。

また、体制整備について、養護者による虐待に関する体制整備が進んでいる自治体では、虐待が顕在化し、相談件数及び虐待判断件数がいずれも多い傾向があること、養介護施設従事者等による虐待対応に関する取組も進んでいる傾向があることが報告された。

オ 高齢者虐待防止措置の推進及び身体的拘束等の適正化の推進を図るための介護報酬の改定について説明がなされた。

カ 「介護保険施設等に対する監査マニュアル」の策定、「有料老人ホーム指導監督の手引き（2訂版）」、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」の改訂について説明がなされた。

キ 身体拘束に関し、「身体拘束廃止・防止の手引き」の改訂や施設・事業所、医療機関（精神科病院を除く）での身体拘束に関する定義について説明がなされた。

②-2（講演）障害者虐待に関する調査研究結果と取組、専門職チームへの期待
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室 松崎貴之虐待防止専門官より、障害者虐待防止の手引きの改訂や障害者虐待への対応状況調査などについて講演いただいた。

- ア 令和6年度の障害者虐待防止の手引きの改訂について、(a)精神保健福祉法の改正（精神科病院における障害者虐待の都道府県への通報義務等が設けられた）を踏まえ記載を修正したこと、(b)障害者虐待防止・権利擁護研修において、国が示す標準カリキュラムの内容以上の研修を行うことを補助の要件とする旨を追加したこと、(c)強度行動障害を有する利用者への支援について、支援力の向上や地域における連携体制の整備に関する記載を追加したこと、(d)通報者への虐待対応状況の報告等について記載を追加・修正したことなどの説明がなされた。
- イ 虐待対応状況調査の結果について、(a)養護者による虐待、施設従事者等による虐待ともに相談・通報件数、虐待判断件数、被虐待者数のいずれも大幅に増加したこと、(b)養護者による虐待に関する通報の半数以上が警察からの通報になったこと、(c)施設従事者等による虐待に関する通報は、当該施設の職員や管理者からによるものが多いこと、(d)被虐待者は知的障害や行動障害がある障害者が多いことなどが報告された。
- ウ 障害者支援施設等において、外部の目を入れて地域との連携を図る地域連携推進会議を開催することなどが令和7年度から義務化されることが説明された。
- エ 令和6年度の国の調査において、従来の重篤事案の検証に加え、グループホーム等で発生した虐待事案の深掘り調査を実施し、虐待が発生した状況や施設の特性等の把握・分析を進めていることが報告された。
- オ 身体拘束の適正化の徹底を図るため、身体拘束廃止未実施減算の減算額が引き上げられたことが説明された。
- カ 強度行動障害を有する障害者等への支援体制について、受入体制の強化のために報酬加算を厚くしたこと、特定の事業者・支援者だけで支えるには限界があることから地域の中で複数の事業所や関係機関が連携して支援を行う仕組みをつくっているとの説明がなされた。
- キ 意思決定支援について、ガイドラインを踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準に規定を追加したとの説明がなされた。
- ク 都道府県による市町村支援の状況について、他の自治体にとって参考になる取組が紹介された。

②-3（講演）精神保健福祉法の虐待通報義務について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 岡本秀行権利擁護支援専門官より、精神保健福祉法改正の概要や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築などについて講演いただいた。

- ア 精神保健医療福祉の現状として、精神疾患を有する患者数が全国で約60

0万人強いること、そのうちの約580万人が外来患者であり、うつ病などの気分障害の患者が多いこと、入院患者は約26万6000人おり、統合失調症の患者が多いことが説明された。

イ 精神保健福祉法の改正（令和4年12月16日公布）について、(a)第1条で精神障害者の権利擁護を図るという目的が明確化されたこと、(b)精神科病院の管理者に対して虐待防止措置（相談体制整備、研修の実施、マニュアルの作成など）を講じることが義務付けられたこと、(c)通報窓口は都道府県と政令指定都市であることなどが説明された。

ウ 精神医療審査会に関し、法改正による審査事項の変更などについて説明がなされた。

エ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する活動として、入院者訪問支援事業や心のサポーター養成事業などが紹介された。

③-1 共同報告「虐待対応専門職チームの活動報告と課題」

日本社会福祉士会 安藤千晶副会長、日弁連高齢者・障害者権利支援センター 小山操子事務局次長より「虐待対応専門職チームの活動報告とこれから」をテーマに、以下のとおり報告がなされた。

ア 専門職チームの歴史について

専門職チームは2006年の高齢者虐待防止法施行、地域包括支援センターが設置されたと同時に構想され、地域包括支援センターの機能のバックアップと併行し、専門職チームの設置準備が始まった。この頃虐待防止に関する法律ができたことで、地域包括支援センターや行政を専門職チームでバックアップしようと、2007年に専門職チームが結成された。そして合同研修会等を経て、専門職チームの活動が始まった。最初は2009年、クレオで第1回経験交流会が開かれ、多くの方に参加いただいた。その後、複数回の経験交流会の開催を経て、4回目が、コロナの真っ只中にオンラインで行われた。その際、虐待対応に精通した社会福祉士と弁護士からなるチームによる助言を通じて、市町村を支援することにより、虐待の早期発見、防止、虐待の取組、又は虐待の早い段階での適切な対応ができているかを検討し、市町村の体制整備、市町村の虐待対応力の向上を図ることが、専門職チームの目的である旨が確認された。自治体では3年から5年で異動があり、担当者が対応に悩むといったことがあるが、そういった場合にもチームがバックアップする。市町村などが開催する会議に参加し、権利擁護の法的視点とソーシャルワークの視点、専門職としての助言を行う。二つの異なる専門職の視点と専門性によって、チームとして有機的に関わり、客観的に助言していく。権利擁護として権利や利益、必要な支援の確保、権利侵害の予防救済を行っていく。

イ スタandardモデルについて

Standardモデルとは、まず第一に、チームとして助言に当たるということである。弁護士のみ、社会福祉士のみ会議に呼ばれるといった市町村があるが、そうではなくチームで、虐待対応、法的な枠組みについて、弁護士と社会福祉士が実効性のある助言をする。そして、弁護士と社会福祉士が、事案を法律とソーシャルワークの専門的知見に基づいて分析し、両者がチームとして有機的に検討した上で助言する。そのため両会の連携が必要である。本日のような経験交流会や各都道府県での合同の勉強会も虐待防止法が施行された当初は盛んに合同で開催されていたが、最近少し下火になっているという話も伺っている。この交流会をきっかけに、また盛んな交流、そして日頃から協力し合える両会の関係を目指していきたい。

第二に、助言者、あくまでもアドバイザーであり、助言者の立ち位置を守ることである。市町村が行う虐待対応の直接的な支援や、御本人、養護者の説得と一緒に行ってもらいたいと要請され、出かけていくといったことは、チームの活動内容ではない。あくまでも助言者である。

第三に、個別対応を通じた助言であるということである。ケース対応の中で、事案に応じた具体的な助言を通じて担当者の対応力の向上を図っていくことを目的にしている。

そして、第四に、市町村などと専門職チームに関する契約に基づく助言、つまり県や市町村との契約に基づいて専門職チームが派遣される形が基本であるということである。

ウ 専門職チームの設置数について

現在の専門職チームの設置数は、弁護士会は44チーム、社会福祉士会は38チームである。両会の数の違いについては、日弁連で行ったアンケート結果によると、例えば弁護士会と司法書士会、弁護士会連合会と社会福祉士会で企画されているケースなどがあり、実際の回答数では44チーム、弁護士会と社会福祉士会で結成されているものは38チームである。問題は、チーム設置のない地域で、今後、全ての地域で立ち上げていく必要がある。専門職チーム結成後20年を意識して、これを機会に設置していくように弁護士会・社会福祉士会で協力していきたい。

エ 専門職チームの対応範囲・派遣実績について

高齢者虐待に対応しているか、障害者虐待に対応しているかという点で、2019年開催の前の経験交流会の際の報告から、明らかに対応範囲は少しずつ広がっている。この点に関しては、虐待対応アドバイザー研修の中で見直しをし、高齢者・障害者虐待の双方に対応できるように研修を行ってきた。

派遣実績に関しては、2022年は養護者による虐待が524件と、単年で

数字が大きくなっており、コロナ後で増えたものと思われる。虐待の調査結果では、明らかに虐待件数が増えてきており、高齢者人口もますます増えているが、対応件数、認定件数はあまり上がっていない。適切な虐待対応のために、専門職チームが今後ますます必要になると思われる。各現場がきちんと根拠を持って判断することを促す支援チームとなるよう、本日のグループディスカッションの中でぜひ意見交換していただきたい。

養護者虐待の実績の積み上げは多いが、質の担保が大事であるとする。そして、従事者の虐待は経験値が少ないが、少しずつ派遣件数も増えている。チームにどのようなノウハウを提供して検証していくか、それも今後の課題ではないかと思う。

チームの中の弁護士の果たすべき役割に着目すると、弁護士としては虐待に関する裁判例の分析をして、裁判所がどんなふうに法の解釈をして適用しているかについて、それを踏まえて助言をしていく必要がある。これについては社会福祉士と共有していく必要がある。最高裁が面会制限について、ようやく行政処分という判断をした。行政処分となると、行政手続をどのように実行するかについて自治体の方々に助言をし、示していく必要があると思う。

また、派遣実績のうち、特に施設従事者等によるものや、障害者の虐待も増えているが、あまり経験数がなく自信を持って助言ができないという声が聞こえる。これについては、数は少ないが徐々に増えてきているため、事例を集めて、どんな観点でどんな助言をしなければいけないか、介護保険法や老人福祉法の指導監督部分の権限などをどのように使っていくかという点について整理して社会福祉士会と共有したいと思う。

さらに、死亡事案などを含めて重要な事案について、事後的な検証をする会議に呼ばれることがあるが、死亡事案になると、多少非難めいたことを申し上げることがあり、かえって萎縮させてしまい、結果、チームを呼ばないということも聞くため、そのときの判断に至った根拠や考えに寄り添いながら、その原因を一緒に考え、助言をしていく姿勢が必要なのではないかと思う。

精神保健福祉法が改正されて、精神科病院の虐待についても私たち専門職の力が活かせるのではないかと思うが、新しい分野でもあるので、今までの地域の活動を踏まえてどんな仕組みを整えていくことができるのかということも両会で考えていければと思う。

最後に、自治体が適切に権限を行使したり対応したりできるようにする後押し役ではあるが、その中で見えてくる今後の運用の問題や、法改正の必要がある点についても、今後、両会で何らかの検討が必要なのではないかと思う。今日の機会をきっかけに両会で検討していければと思う。

③-2 虐待対応専門職チーム 日弁連アンケート結果報告

本年度日弁連で行った、全国の専門職チームの結成状況に関するアンケートについて、以下のとおり報告がなされた。

高齢者の専門職チームに比べて障害者の専門職チームは結成率が低い。

障害者のチームの構成は、弁護士会と社会福祉士会が一番多いが、精神保健福祉士協会が加わっているところが9%、数としては3会あった。

今年度から精神保健福祉法改正により、精神科病院における虐待対応が始まっている。対応フローでは、対応部局会議において外部専門家と連携する、さらに虐待対応ケース会議においても外部専門家を活用すると記載されている。外部専門家の具体例として精神保健指定医、精神保健福祉士、弁護士等が挙げられている。弁護士が外部専門家として協力できるよう、あるいはチームとして活動できるよう、今後日弁連として検討していきたい。さらに、精神科病院向けの研修などについてもチームが活用されるよう、社会福祉士会や精神保健福祉協会とも協働しながら検討していきたい。

④-1 (事例報告) 従事者虐待に関する事例報告 (愛媛県)

愛媛県虐待対応専門職チームは、高齢者・障害者等の区別なく派遣対応等を行っている。チームメンバーは、弁護士、社会福祉士を中心に構成されている。活動内容は、市町への派遣対応、研修講師対応を中心におよそ2か月に1回の頻度で研究会を開催している。チームが抱える課題としては、派遣対応が可能なメンバー数が限られていること、市町への広報が十分に行えていないこと等があげられる。

本交流会において、派遣対応を行った従事者虐待の事例報告を行った。報告を行ったのは、指定地域密着型サービスのグループホームにおける職員による入居者虐待の事案である。報告においては、まず、チーム派遣に至るまでの経緯の説明を行い、その後、派遣された際に助言した内容の報告を行った。具体的には、提供されていた資料、派遣対应当日に聞き取った内容から虐待の事実があると判断できると助言を行ったこと、高齢者虐待防止法、介護保険法の権限行使を行うべきと助言したこと、標準帳票等の活用を助言したこと等の報告を行った。

報告の最後に、「まとめ」として従事者虐待は件数が少なく、市町側も対応のノウハウ等が蓄積されていないことや標準帳票の利用が十分になされていないと思われる現状を述べて、今後も本県の虐待対応体制の整備に虐待対応専門職チームの役割は重要であることを報告した。

④-2 (事例報告) 養護者虐待に関する事例報告 (宮崎県)

宮崎県の虐待対応専門職チームは、高齢者・障害者いずれも、県から委託を受け

た県社協が運営主体となって、県社会福祉士会と県弁護士会との三者間で業務委託契約を締結し、県の費用負担により活動している。ケース会議派遣前に、チーム数名で助言内容を検討する会議を行っている。また、FAXによる相談も受け付けている。

事例報告では、養護者により、高齢者と障害者に対し数年間にわたって身体的・心理的・経済的虐待が行われていたにもかかわらず、行政が、養護者による行政職員への暴言・暴力の可能性を恐れるあまり、虐待認定や分離に踏み切らない事案につき、報告を行った。

養護者による搾取の可能性が高い状況であったにもかかわらず、行政が、被虐待者の生活保護却下の理由として、被虐待者の預貯金の存在を養護者に知らせてしまい、その預貯金が払い戻されて養護者の手に渡ってしまっていたことや、1回目のケース会議におけるチームによる助言に対する行政の反応が芳しくなかったことから、その1か月後に実施した2回目のケース会議には県の虐待担当者や近隣警察に参加を要請し、チームによる助言を後押しする発言をしてもらったことで、ようやく行政が虐待認定、分離そして成年後見申立てを実行するに至ったことを報告した。

そして、まとめとして、行政が虐待対応に消極的な場合に、チームはあくまでも助言者の立場にすぎず、行政を指導・指示する立場ではないことから、チームとしての活動に限界を感じたこと、他方で、なぜ行政が動こうとしないのかの理由を把握してその解消に努めること、場合によっては、都道府県の協力を仰ぐことが効果的であると感じたことを報告した。

なお、今回報告した事例は、その後成年後見人によって国家賠償請求訴訟が提起され、第一審では行政の責任が認められなかったものの、控訴審で行政の責任が認められ確定した案件である。

④-3 (事例報告) 従事者虐待に関する事例報告 (大阪府)

大阪府の虐待対応専門職チームは、高齢者虐待については22自治体、障害者虐待については10自治体との間で契約を締結している。令和5年度の派遣件数は高齢43件、障害14件であった。その他、本人の状態像や虐待種別等の概況を紹介した。

大阪府の特徴の一つに、派遣件数の多さが挙げられる。その特徴に鑑み、今回の経験交流会においては、できるだけ多くの事例、とりわけ他都道府県で事例が少ないと思われる施設従事者虐待や利用者虐待の事例を取り上げ、弁護士と社会福祉士それぞれの助言を簡潔に紹介することとした。

事案の概要及び助言の一部は、以下のとおりである。

① (高齢/養護者) 高齢者本人に不自然な受傷があるが、本人に認識なく家族も関

与を否定した事案。過去に多数回の通報及び虐待認定をしているが、ずるずると見守りを続け、行政判断に至っていないことが問題であった。

②（高齢／養護者）本人に強い幻覚妄想症状があり、同居の家族と小競り合いをする中で生じた身体的虐待事案。分離保護の進め方が問題となった。

③（高齢／施設従事者）介護事業者が隣接地に賃貸住宅を用意して利用者を住ませ、金銭搾取をしている疑いがある事案で、実質的に有料老人ホームとみなして施設従事者虐待として対応できるかが問題となった事案。

④（障害／使用者）使用者が障害者を支配する関係において生じた身体的、心理的及び経済的虐待事案。本人と連絡がつかない状況が2か月間続いていることについて、弁護士は法的責任問題に発展する懸念を示し、社会福祉士は本人の支援拒否がある場合に本人の不安を取り除くことの重要性を助言した。

⑤（障害／施設従事者）グループホーム管理者が障害者を支配する関係において生じた介護等放棄及び経済的虐待事案。管理者は「虐待認定の取消し」を求めているが、弁護士は取消しを求めることは法的には不可能であること、審査請求や訴訟等を過度に恐れる必要はないことを助言した。

⑥（高齢／養護者）身体的虐待により分離措置が執られたが、養護者が本人の居場所を違法・不当な手段で突き止めようとしていた事案。

⑦（高齢／施設従事者）デイサービス事業所の管理者が自身の医学に対する独自の解釈により利用者の受診を制限する等の介護放棄等、心理的虐待の事案。管理者の問題意識の低さが問題であり、両専門職は適切な監査権限の行使の在り方について助言した。

⑧（高齢／施設従事者）施設従事者による横領が疑われる経済的虐待及び心理的虐待事案。対応自体は終結しているが、振り返って問題がなかったか、意見を求められた。

⑨（高齢／養護者）身体的虐待が常態化している事案で、施設入所を目指すことの是非が問われた事案。弁護士は分離措置に否定的である一方、社会福祉士は虐待リスクの解消がされていないことから分離保護すべきと助言した。

⑩（障害／施設従事者）就労支援B型事業所管理者による心理的虐待事案。管理者の言動が録音されていたところ、これに対する証拠評価と通報者保護、大阪府との連携の在り方が論点となった。

より良いアドバイスのためには、弁護士と社会福祉士の相互理解を深めることが重要である。このため、大阪府では、年1回、弁護士と社会福祉士の「合同勉強会」を開催している。これは、実際の派遣事例を参考にして架空の事例を作成し、弁護士と社会福祉士がグループワーク形式で問題点やあるべき助言の内容を検討するものである。

また、市町村のスキルアップを図り、また市町村側の要望を知る機会として、年

1回、「自治体懇談会」を開催している。これは、大阪府下の全自治体に声をかけ、一堂に会していただくイベントである。懇談会は3部形式で、第1部は当該年度の派遣概況の紹介や最新裁判例・法令等の情報提供を行う。第2部は地域や規模が近い自治体どうしでグループになっていただき、事前アンケートや経験談などを題材にグループワーク形式でお話ししていただく。第3部は個別懇談であり、市町村担当者から個別に悩みや要望を聴取する。自治体懇談会は、未契約自治体にもお声がけしているため、活動紹介及び契約締結を促す場としての機能も有している。

④-4 (コメント)

- ア 乙幡専門官より、介護保険法に基づく「勧告」は人権尊重義務違反に対して行うことはできず、虐待防止措置義務違反等の運営基準違反等に対して行うことができる（介護保険最新情報vol1249参照）とのコメントがあった。
- イ 松崎専門官より、対応ケースが蓄積されており、市町村としてもそれをしっかりとまとめて県と共有することなどが考えられ、国としても助言していきたいとのコメントがあった。
- ウ 岡本専門官より、行政職員の経験も踏まえ、住民と接する機会が多いこともあり、行政職員は当事者との距離が近いため、客観的に見ることができる専門職チームの助言は有用であるとのコメントがあった。

⑤-1 (グループディスカッション) 養護者虐待について

養護者支援における課題と面会制限における課題について意見交換し、その後複数のグループから発表を行った。

- ア グループ3から、虐待対応全般について自治体により知識や経験に差があると感じていること、養護者支援では同じ職員が被虐待者と養護者の両方を担当し板挟みになる場合があること、面会制限（老人福祉法上の「やむを得ない事由による措置」を含め）についても知識やマニュアルの把握が十分でないことなどが課題として挙げられた。
- イ グループ8から、養護者支援に気を遣い過ぎて、本来守るべき被虐待者が守られていないケースが見られること、高齢者と同居する無職の中高年の子の自立支援にどう対応すべきかということ、面会制限中に高齢者が終末期を迎える場合の対応が難しいことなどが課題として挙げられた。
- ウ グループ9から、行政職員間でも虐待対応についての意見が割れることがあること、虐待に関係した後見申立てが増えており、その場合養護者支援の必要も生じること、高齢者とサービスを希望しない障害者が同居している場合に高齢者の支援者が事実上障害者の支援もしているケースがあることなど

が課題として挙げられた。

エ グループ10から、養護者に障害がある場合の支援が難しいこと、行政の会議で安易に様子見としているケースがあること、緊急性の判断が難しいこと、介入が難しいケースも多く、社会資源の活用や問題が小さいうちに対応することが必要であること、面会制限の前提として老人福祉法上の「やむを得ない事由による措置」の際の受入れ先が不足していることなどが課題として挙げられた。

オ 乙幡専門官より、高齢者虐待防止法第13条に基づいた面会制限の権限の行使及び解除の根拠や手続などについて、今後、より問われることとなるため、虐待対応計画（日付の入ったもの）の策定や行政手続法にのっとりた手続の仕方等について専門職チームとしてもアドバイスしてほしいとのコメントがあった。

安藤氏より、養護者と被虐待者を分離した後の養護者支援についても積極的に取り組んでほしいとのコメントがあった。

⑤—2（グループディスカッション）従事者虐待について

施設従事者虐待においてチームに求められるものは何か、施設従事者虐待の事案への派遣要請をしてもらうための工夫について意見交換し、その後複数のグループから発表を行った。

ア グループ5より、行政からは監査に入る際の法的根拠の確認や具体的な対応計画についての助言を求められることがあった、行政の担当者は異動があるので、県で統一したマニュアルを作成し、その後はQ & Aを更新する形を取り、派遣の際にそれを用いて行政担当者に説明をしている、などの例が報告された。

イ グループ7より、施設従事者虐待においては、施設の風土から改善するための助言や内部通報者が守られるようにするための助言も必要である、派遣要請については、通報が増えることが前提となるため、施設職員の意識を変えることや、通報者保護を進める必要があるとの意見が出された。

また、障害は高齢と比べて予算が付きにくく派遣要請に影響しているのではないかと、監査の前後でのチームの対応については、監査前は監査内容についての助言を求められ、監査後は虐待の有無の判断やその根拠、改善計画に関する助言などを求められるとの意見が出された。

ウ グループ12より、施設従事者虐待が増えている印象がある、派遣の際は事実確認とそれに基づく判断をしっかりと行うことを助言していること、改善計画を作成しても虐待を繰り返す施設があるなどの報告がなされた。

また、派遣要請については、チームとして行政職員と一緒に学ぶ機会を設

けたり、行政への訪問や協議会を実施していることが紹介された。

エ グループ14より、施設従事者虐待において、弁護士と社会福祉士には求められていることが異なるので、何を課題として派遣要請がされているのか整理する必要があること、施設に関する知識、処分や改善計画の根拠となる法律に関する基礎知識が必要になるなどの意見が出された。

また、高齢と障害の違いについて、弁護士は弁護士会の委員会の中であまり分かれておらず、地域や日程によって派遣される弁護士が決まることが多いが、社会福祉士は分野ごとに活動しているため専門性に配慮して派遣されることが多いとの報告がなされた。

オ 松崎専門官より、行政担当者としては事実認定（どのような証拠からどこまでの事実を認定してよいか）について悩みを持っている、改善計画書には問題がないが改善が進まないケースへの対応が行政には難しく、施設の現場を仕切る立場の人による助言が求められているとのコメントがあった。

小山氏より、施設従事者虐待の通報件数が少ない要因が通報者の保護が十分に図られていないことにある可能性もあることから、職員による通報が適切になされるための助言や提言を行う必要がある、派遣要請を増やすためには都道府県の研修の際などに積極的に宣伝をする必要がある、行政内で虐待対応と指導監督を行う部署が異なる場合があるため連携協働について助言をする必要があるとのコメントがあった。

⑥ 閉会挨拶

日弁連高齢者・障害者権利支援センター 矢野和雄センター長が閉会の挨拶を行った。

厚生労働省専門官による講演や各地からの事例報告に感謝を述べつつ、専門職チームが2007年頃から始まり、その後弁護士と社会福祉士の連携が一般的になった背景を振り返った。当初は先進的地域に限られていた協働も、虐待対策を契機に全国的に広がったとし、今後も連携の重要性は変わらないことを強調した。

また、専門職チームのない地域には設置を促すとともに、次回交流会での各地からの事例報告への協力を呼びかけた。